

平成 21 年度

下仁田町環境基本計画年次報告書

平成 22 年 1 1 月

群馬県甘楽郡下仁田町

## 1. はじめに

下仁田町環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画期間としています。

本書は、基本計画の第3年次（平成21年度）の取り組み状況について下仁田町環境基本計画推進会議において確認し、報告書としてとりまとめたものです。

基本計画では10年間のうちに行なうべき具体的な施策の構成を8つの柱とし、それぞれの計画に目標と達成のめやすを定めており、これに向けた取り組みを展開することとしています。（表1参照）

表1 8つの具体的施策

計画の柱	計画の目標	達成のめやす
1. 水環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源のまちとして水環境の浄化を進める。</li> <li>・良質な水道水源を保全する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽設置整備事業の推進 50～100基/年</li> <li>・河川の水質は基準値を超えない。</li> </ul>
2. 山林・農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良林地を増やす。</li> <li>・農地の有効活用をはかる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置状態にある山林を減らす。</li> <li>・遊休農地を減らす。</li> <li>・遊休農地を活用した「自然観察型公園」を新設する。</li> </ul>
3. 自然・生きもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や動植物の保全の仕組みをつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重な動植物、および生育・生息地を指定する。</li> </ul>
4. ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量のための工夫をする。</li> <li>・ごみの分別とリサイクルを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美化活動を定例化する。</li> <li>・生ごみ処理機を普及させる。</li> <li>・紙・容器包装プラスチックを分別対象とし、燃やすごみの資源化率を高める。</li> </ul>
5. 省エネ・省資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギーを進める。</li> <li>・省資源のための取組を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房は28℃、暖房は20℃の設定を保つ。</li> <li>・町内全体で消費する電力を削減する。</li> <li>・マイバッグ運動を定着させる。</li> </ul>
6. 景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しいまち並みを守るための取組を進める。</li> <li>・美しい農村風景を守るための取組を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観整備重点地区(仮称)を設定する。</li> <li>・緑化コンクールを実施する。</li> </ul>
7. 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害のない町づくりを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規制の遵守を徹底する。</li> </ul>
8. 環境への意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人の環境に対する意識を高める。</li> <li>・子どもの環境教育を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関するイベントを年1回開催する。</li> <li>・環境に関わる活動に、全町民・事業者・行政が何らかの形で参加する。</li> </ul>

## 2. 基本計画第3年次（平成21年度）の取組

### 2-1. 水環境への取組

町では定期的に河川の水質を監視する目的で年2回の水質検査を継続しています。（表2・3参照）

その結果、主な項目（生活環境項目）中、pH・SS・BOD・Doはほぼ全地点において環境基準を満足していますが、大腸菌群数においては冬期の上流部を除く地点で満足する結果が得られませんでした。

表2 河川水質調査結果(夏期)

群馬県の生活環境に関する環境基準(鍮川=A類型)										
略称	PH		SS		BOD		DO		大腸菌	
項目	水素イオン濃度		浮遊物質		生物化学的酸素要求量		容存酸素量		大腸菌群数	
基準値	6.5以上 8.5以下		25mg/l以下		2mg/l以下		7.5mg/l以上		1,000MPN/100ml以下	
調査年	鍮川(不通橋)					鍮川(八千代橋)				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
J-05	8.5	0.9	0.6	9.1	3,300	8.4	1.9	0.8	9.1	7,900
J-07	7.9	2.5	0.5	9.0	1,100	7.9	2.5	0.9	9.0	3,300
A-08	7.9	2.2	1.0	8.5	7,900	7.9	2.0	<0.5	8.8	7,900
J-09	8.4	3.0	1.2	8.6	4,600	8.4	4.0	1.3	8.3	2,200
J-10	7.9	14	1.0	8.7	1,300	7.8	15	1.0	8.7	1,400
調査年	鍮川(安導寺)					鍮川(本宿)				
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌
J-05	8.6	1.2	0.6	9.8	1,700	8.1	1.3	0.5	9.1	1,400
J-07	7.8	2.5	<0.5	9.0	3,300	7.8	2.5	<0.5	8.9	4,900
A-08	7.9	2.0	<0.5	8.8	11,000	7.7	4.3	<0.5	8.6	4,900
J-09	8.2	6.0	0.9	8.7	2,400	7.9	18	0.7	8.6	7,900
J-10	7.8	15	0.5	8.7	3,300	7.9	13	0.5	8.7	4,900
調査年	南牧川(長源寺橋)									
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌					
J-05	8.3	2.1	0.8	8.8	11,000					
J-07	7.9	1.3	<0.5	9.1	4,900					
A-08	8.0	0.4	<0.5	8.7	17,000					
J-09	8.7	2.0	1.0	8.4	1,400					
J-10	7.9	5.0	0.6	8.6	400					

表3 河川水質調査結果(冬期)

群馬県的生活環境に関する環境基準(鍬川=A類型)											
略称	PH		SS		BOD		DO		大腸菌		
項目	水素イオン濃度		浮遊物質		生物化学的酸素要求量		容存酸素量		大腸菌群数		
基準値	6.5以上 8.5以下		25mg/l以下		2mg/l以下		7.5mg/l以上		1,000MPN/100ml以下		
調査年	鍬川(不通橋)					鍬川(八千代橋)					
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	
	D-05	8.2	1.9	0.9	13	7,900	7.8	5.4	2.0	13	240,000
	D-07	7.9	9.2	1.9	11	7,900	7.7	5.6	3.1	11	7,900
	D-08	7.8	2.3	0.5	12.3	4,600	7.8	5.4	2.7	11.7	2,600
D-09	7.9	<1	0.6	12.2	4,600	8.0	3.0	1.3	12.0	13,000	
調査年	鍬川(安導寺)					鍬川(本宿)					
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	PH	SS	BOD	DO	大腸菌	
	D-05	8.1	<0.5	0.5	14	3,300	7.8	2.1	<0.5	12	1,700
	D-07	7.8	0.9	0.6	11	3,300	7.8	6.3	0.7	11	790
	D-08	7.8	0.7	<0.5	12.3	790	7.8	1.1	<0.5	11.9	790
D-09	8.0	<1	<0.5	12.9	700	7.8	1.0	<0.5	12.1	330	
調査年	南牧川(長源寺橋)										
	PH	SS	BOD	DO	大腸菌						
	D-05	8.2	1.4	0.8	13	3,300					
	D-07	7.9	2.9	2.9	11	14,000					
	D-08	7.9	1.5	0.7	11.7	3,300					
D-09	8.4	<1	0.6	12.2	490						

図1 森沢橋及び八千代橋における大腸菌群数の推移

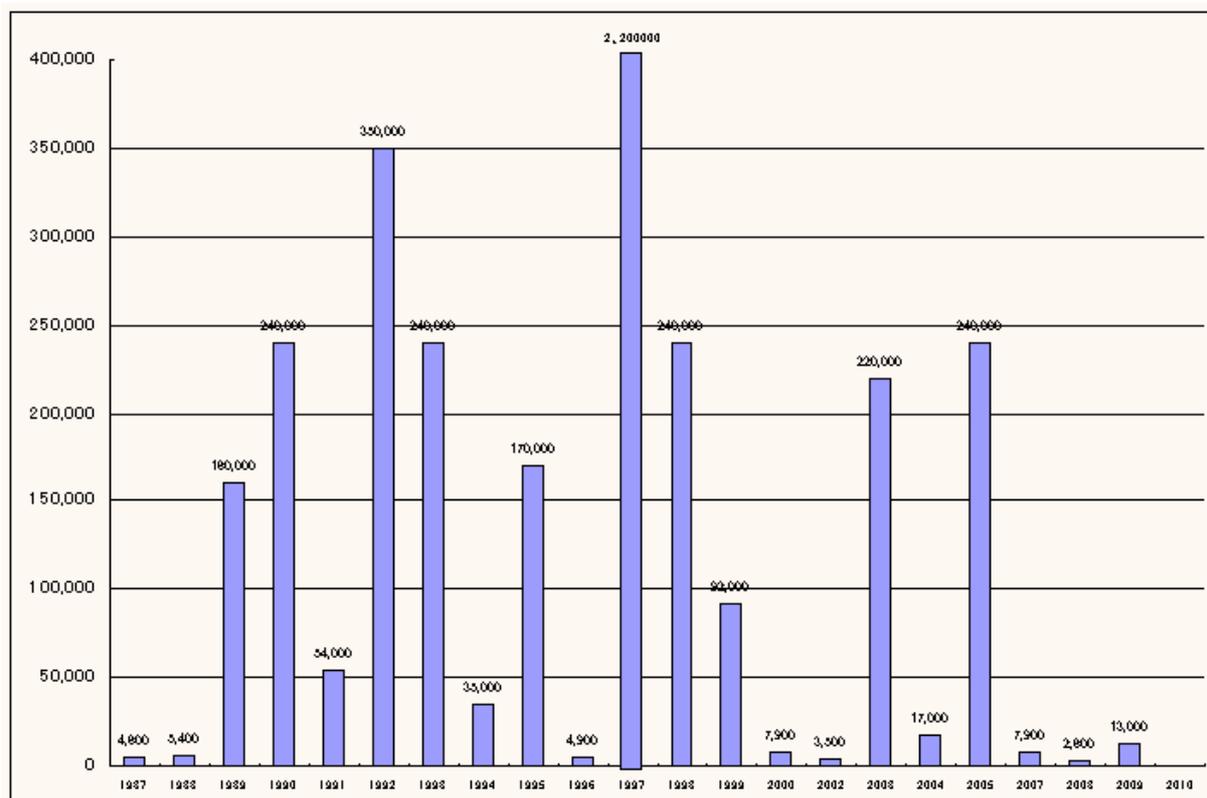


図1は概ね市街地内にある観測地点での大腸菌群数の経年変化を

示しています。

この図で表されているとおり、この地点においては環境基準（1,000MPN/100ml以下）を満足する年度はありません。年度で大幅なばらつきがあり特定できる確実な原因は定かではありませんが、暖冬の年に値が高い傾向にあるらしいことがわかります。

特に平成9年度が著しく高い数値となっていますが、はっきりした原因はわかりません。

今年次の観測でも改善のきざしは残念ながら見えません。

次の図2は鑄川における市街地の上流・市街地内・下流のBOD値を年度ごとに示したものです。

図2 鑄川の汚れをみる

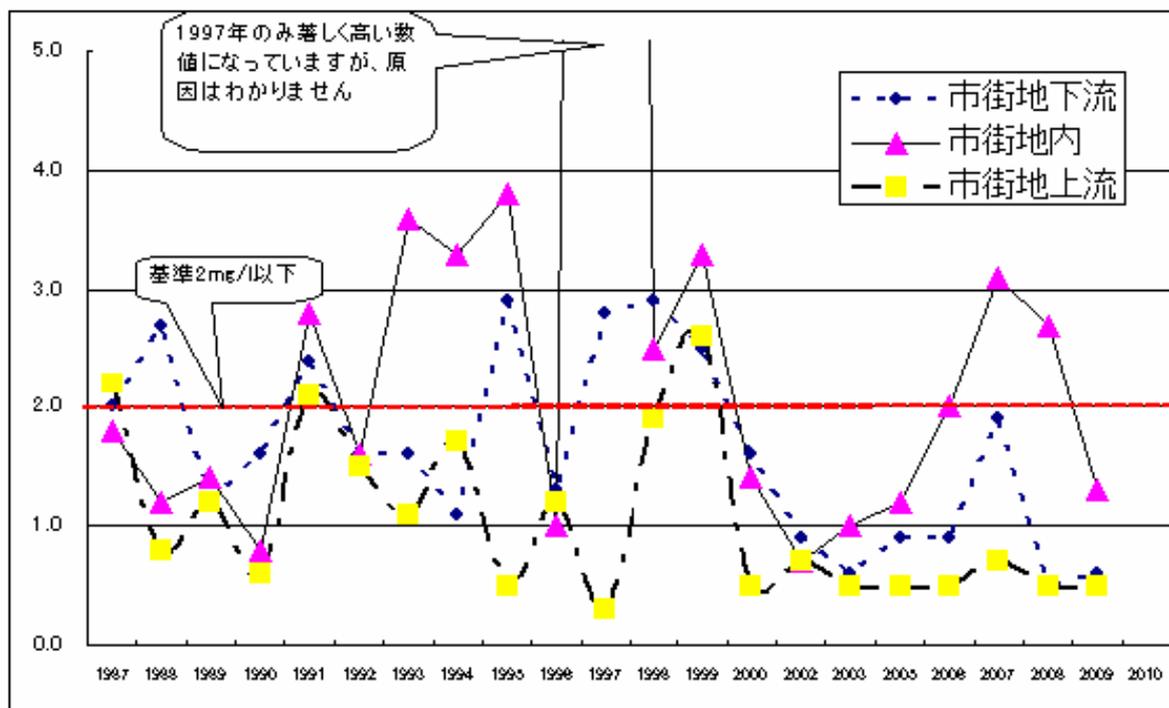


図2からは、上流部に比べ市街地内及びその下流部の数値が悪くなることが伺えます。

これは自然環境に由来する河川の汚れに加え、各家庭から排出される生活雑排水の流入量が人口密集地で増加し水中の微生物の活動が活発になることが、その要因のひとつと考えられます。

このことから、水環境の保全のためには家庭から排出される生活雑排水への対策が必要不可欠であるといえます。

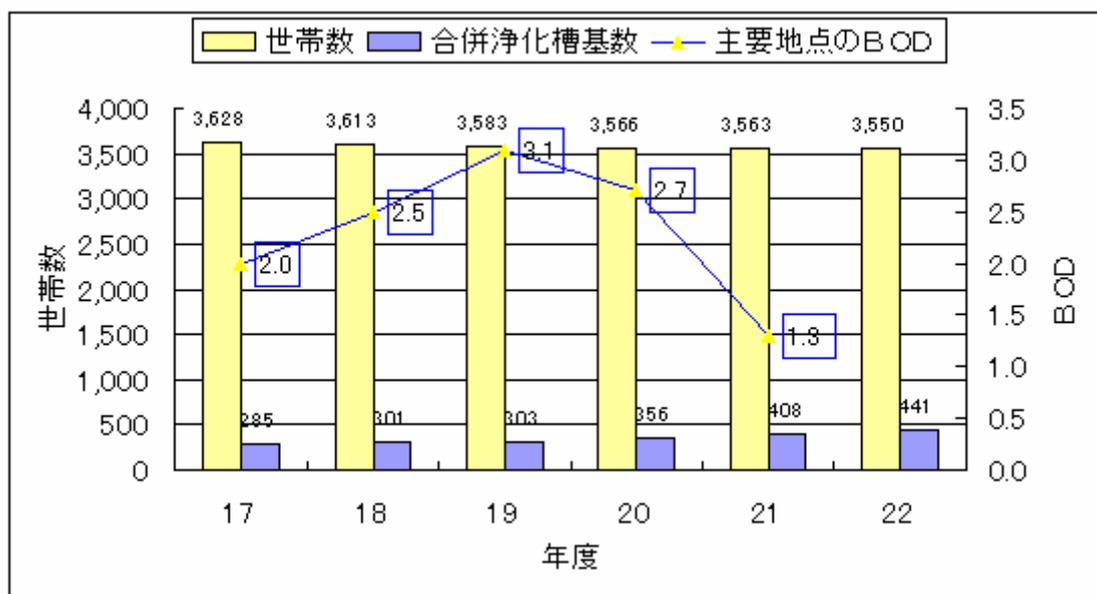
町では平成19年度まで個人が設置する合併浄化槽に対して補助を行ってきましたが、これはいわゆる「個人設置」に対する補助制度であり、計画的な設置件数の増加が見込めない制度であることから、平成20年度から町が計画から設置までを一貫して行う「市町

村設置」型に転換することとし、平成 20 年度が設置の推進を始めた元年となりました。

浄化槽の設置基数は年々増えてはいますが町全体の戸数と比較すると決して多くはありません。

図 3 主な観測地点における B O D と町内浄化槽設置数

(世帯数・浄化槽数は各年度 9 月末日現在数)



平成 21 年度 9 月末日現在の世帯数 3,563 世帯に対し合併処理浄化槽設置基数は 408 基（普及割合 11.5%）、これに対して単独処理浄化槽設置基数は 1,666 基（普及率 46.8%）であり、依然くみ取り（普及率 41.8%）若しくは単独処理浄化槽の割合が高い状況です。

現在の合併処理浄化槽の設置数だけでは河川水質に良い影響を与えていると言いきれないことは、図 3 からみても明らかです。

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽を比較した場合、包括的に処理する分だけ合併処理浄化槽の方がきれいだといえることから、早い機会に合併処理浄化槽への転換が必要だといえます。

平成 21 年度の市町村設置型設置基数は、個人が負担する設置負担金を従前より減額したことから、対前年度比 24 基増の 50 基であり、本計画で定めている達成目標（50～100 基／年）にかろうじて達しましたが、河川水質保全のためには更なる普及促進が必要です。市町村設置型事業は計画的に町が設置できるとされてはいますが、現状は希望者を募ったうえで町が工事を行なっており、その意味ではそれまでの個人設置型補助とあまり変わらない受け身の施策であるといえます。

現行のままでは設置基数を計画どおり増やすことは難しいと考え

られ、今以上の設置基数増加を見込むためには地域を指定するなど、施策として設置促進する必要があると思われます。

現在町のごみ分別によると廃食用油は燃えるごみとして焼却処分されることとなっています。しかし、燃えるごみとして排出できるようにするための手間を惜しみ、そのまま排水口に流してしまっていることも考えられます。

こうした直接放流は、環境に与える影響が大きいことから、廃油を石鹼としてリサイクルする取り組みも行われています。石鹼に再加工すれば、河川に流入しても油のままでいるより自然浄化しやすいことが知られています。また、燃やさずに再利用できることから資源の有効活用といった観点からみても大変有効だといえます。

こうした観点から下仁田町商工会女性部では、平成4年から廃食用油を持ち寄り石鹼化する取り組みを継続しています。

## 2-2. 山林・農地への取り組み

平成19年9月の台風9号の影響により、山林の荒廃が一層すすむと同時に、作業道が崩壊するなど森林整備のための環境が悪化したため、その復旧作業を前年度に引き続き取り組んだ結果、復旧率で90%を超えるまでの復旧をみました。

また、町では放置状態にある山林を良好な状態にするため、林業事業体が負担する林業従事者の社会保障等に要する経費の一部を補助する等、様々な支援を行ないました。また、木の価値を少しでもあげることが目的として、県が行なっている「ぐんまの木で家づくり支援事業」により補助を受けた方を対象に、町独自の上乘せ補助を行ない利用促進に努めました。

民間の事例としては、馬山地区の民有林所有者が共同して民間企業との間で森林施業契約を結び、所有者の持ち出し無しで間伐を実施することに成功し、山林の手入れの一形態が確立されました。

林業経営と同様、農業の担い手も不足していることから、耕作放棄農地も多数存在しています。

その解決策の一つとして、試験的に遊休農地に和牛を放牧し雑草を食べさせることで荒廃農地の解消、高騰する牛の飼料代問題の解消に取り組みました。

また、地域住民が共同して、農地・農業用水等資源の良好な保全や環境の向上を図る取り組みに対し支援を行ったり、農業後継者の確保と育成を図るため認定農業者制度の普及及び家族経営協定締結

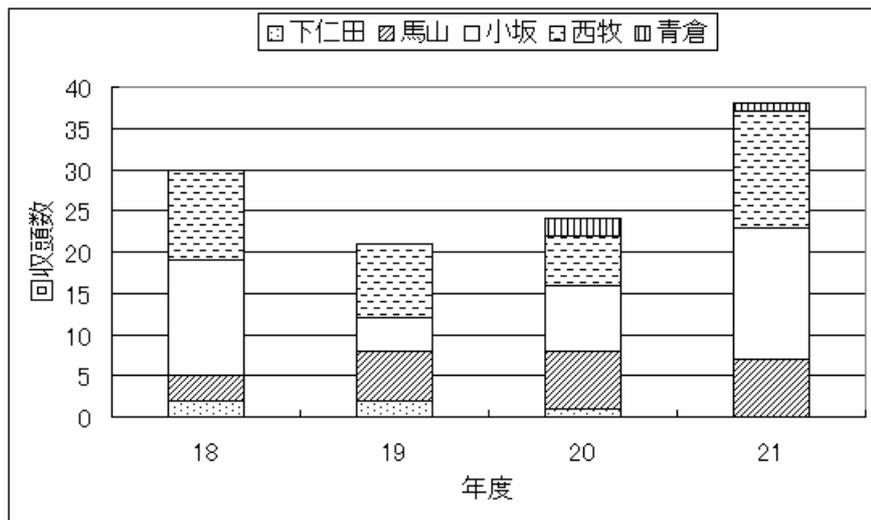
の推進を図りました。

### 2-3. 自然・生きものへの取り組み

主な取り組みは、農作物被害に対する有害鳥獣駆除であり、生き物の保護政策としての目立った取り組みは行なわれませんでした。

図4は、町内の公共の場所で死亡した野生動物の回収数を示したものです。国道254号線の交通量の増加等に伴い轢死する野生動物数が増えています。また、その種類も以前のタヌキやハクビシンといった小型の動物から、鹿・猪といった大型動物も増えており、これらの生き物が人里近くへ出没している様子がうかがえます。

図4 町内公共の場所で回収した野生の死亡動物数



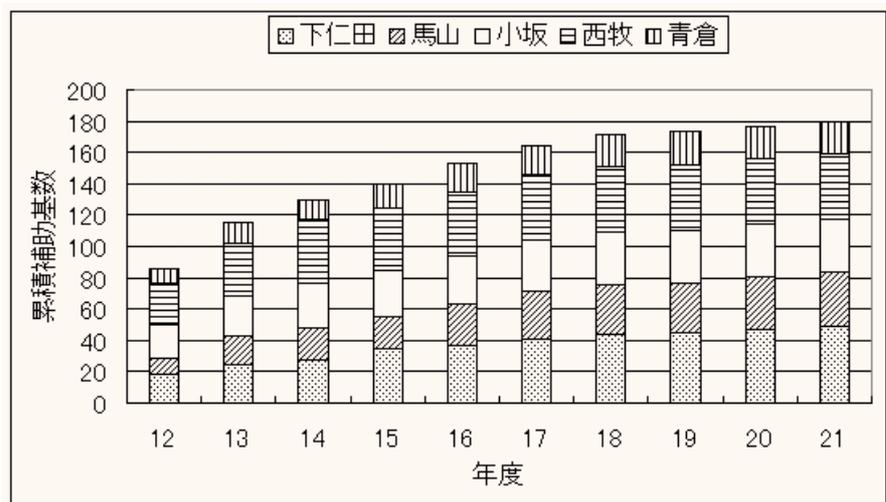
### 2-4. ごみの減量への取り組み

私たちが生活するうえで必ず出るものが「ごみ」であり、これをいかに減らすかが現代社会における大きな課題となっています。

ごみ減量への第一歩として生ごみ処理機を購入した方への補助を継続しました。

生ごみ処理機は生ごみを乾燥・減量化することで、

図5 生ごみ処理機の普及状況



家庭菜園等で肥料として再利用でき、仮に燃えるごみとして排出する場合でも燃えやすくなるというメリットがあります。

しかし、生ごみ処理機の補助実績は平成 19 年度 1 基、昨年度 4 基、今年度 3 基と非常に低調であり、普及のための抜本的な対策が必要であると考えられます。

図 6 は、地区や団体が行なう廃品回収（有価物集団回収）に対する補助の実績です。この集団回収は、ごみの減量化と資源の有効活用に貢献しています。

図 6 有価物集団回収量の推移

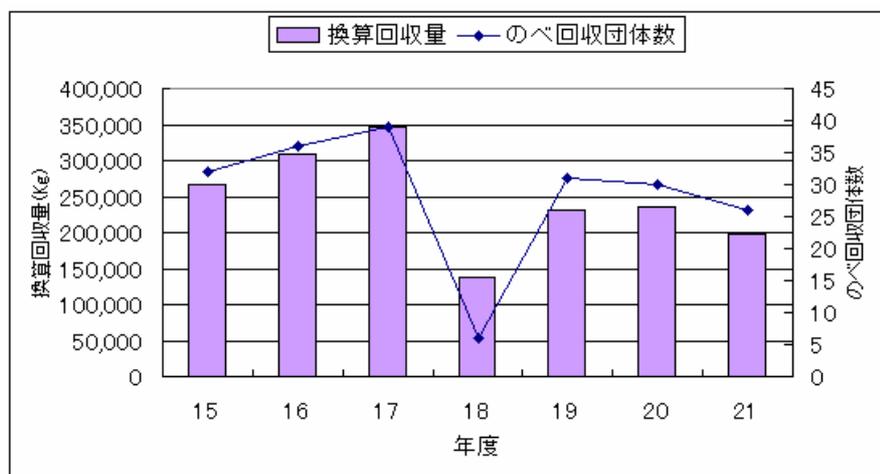


図 6 で集団回収量が平成 18 年度に大幅に減少しているのは、平成 18 年度予算の都合上学校に対してのみ補助金を交付した（上限設定有り）ために回収量が大幅に減少したものです。

平成 19 年度以降は、補助単価の減額（8 円→5 円）はしたものの制度としては復活しています。

しかし、一度回収しなくなったため、そのまま再開しない団体もあり、回収団体数・回収量とも平成 17 年度なみまでは回復していません。

現在も新たな団体に回収参加呼びかけを行なってはいますが、回収団体数・量とも回復の兆しは見えません。

図 7 は、ごみ排出の様子を年度別に示したものです。

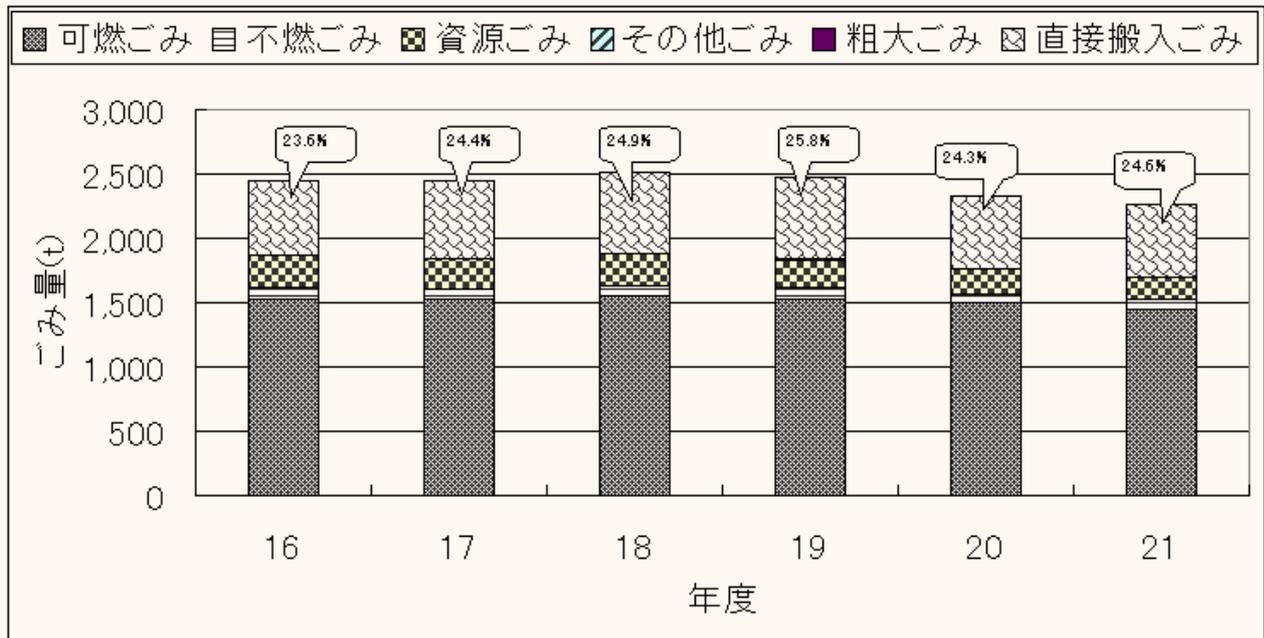
この図からは、ごみ排出総量はやや減少傾向にあるものの、燃えるごみ排出量にはあまり変化がない様子や、直接搬入ごみ量が一貫して全体の 4 分の 1 程度を占めている様子がうかがえます。

直接搬入した場合、200 kg / 月未満であれば排出に係る費用が無料であり、町指定ごみ袋を使用する必要もないため、あえて持ち込んでいる町民が存在するものと思われま

す。直接搬入であっても処理費用がかかることに変わりはないので、直接搬入ごみに関しても何らかの課金をしなければ、指定袋を使いステーションに排出している住民との均衡が保てないと考えられま

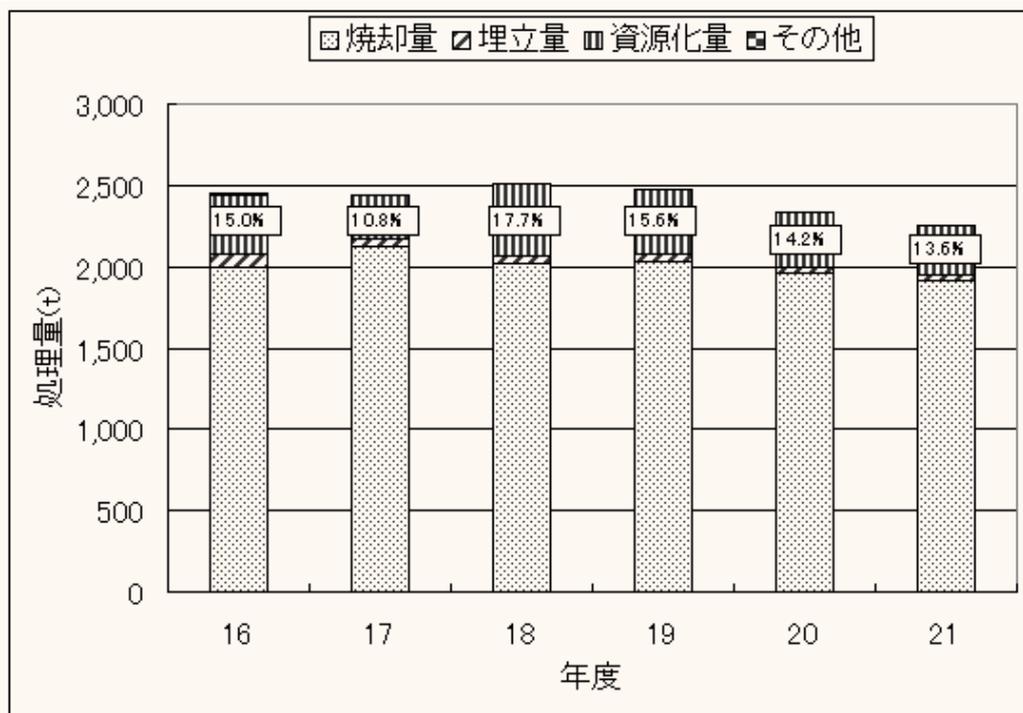
す。是正のための何らかの措置が必要と思われます。

図 7 ごみ排出の様子



ごみ排出総量に比べ、燃えるごみ量にあまり変化が見られないと言うことは、逆にいえば排出総量に占める燃えるごみ量が増していると言うことであり、ごみ減量化や資源化の観点からあまり良いこととは言えません。実際の処理の様子を図 8 に示します。

図 8 排出されたごみの処理別量の推移



この図からも、ごみ総量に比べて焼却されている量の比率が上昇している様子が分かります。逆に資源化される量は平成 18 年度をピークに減少している様子がうかがえます。

ごみの分別方法を見直すなどして、資源化量を増やし、焼却されるごみ量を減らす努力が求められます。

図 9 一人一日あたりのごみ排出量の推移

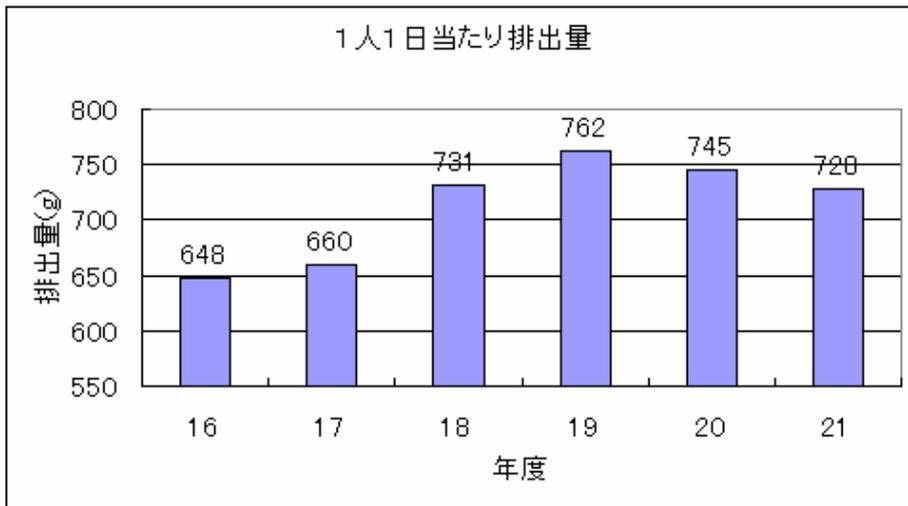


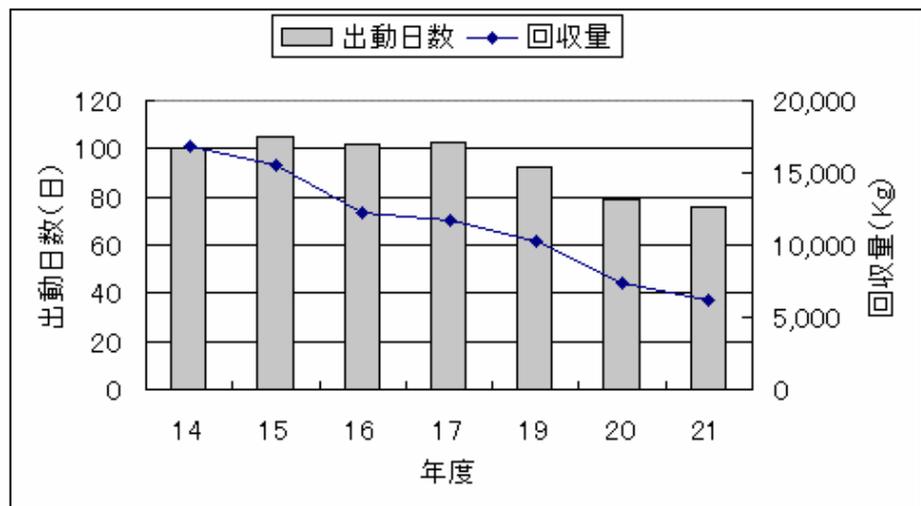
図 9 で一人一日あたりのごみ排出量を見ると、平成 19 年度までの増加傾向から一転し、現在は微減傾向にあることが分かります。

引き続き、減量化・資源化をさらに推進し、ごみ排出量そのものを減らす工夫も必要になります。

家庭から出るごみ以外では、道路上へのポイ捨てや不法投棄ごみが問題となりますが、ボランティア団体などが清掃活動やごみ拾いを行ない、美化パトロールにより巡視を行なうなどポイ捨ての抑制に努めました。

図 10 美化パトロールの様子

また不法投棄対策として不法投棄監視をうたったマグネットシートを町全庁用車に貼付し、「監視している」ことをわからせることにより、ポイ捨ての抑止に努めました。



さらに、富岡警察署下仁田分署とも連携し不法投棄行為者を特定する努力をするなど、投棄を許さない体制づくりに取り組みました。

## 2-5. 省エネ・省資源への取り組み

私たちの生活は化石燃料に依存する割合が非常に高いものとなっていますが、このまま化石燃料を使い続ければそう遠くない将来、この地球上から化石燃料が無くなる日が来るとされています。

図 1 1 は経済産業省がホームページで公表している、我が国の一次エネルギー国内供給の推移を示したものです。この図からは、石油を起源としたエネルギーが、依然としてエネルギー全体の約半分を占めている様子がわかります。

図 1 1 我が国の一次エネルギー国内供給の推移

出典：経済産業省HP > キッズページ > 環境・エネルギー  
<http://www.meti.go.jp/intro/kids/ecology/15.html>

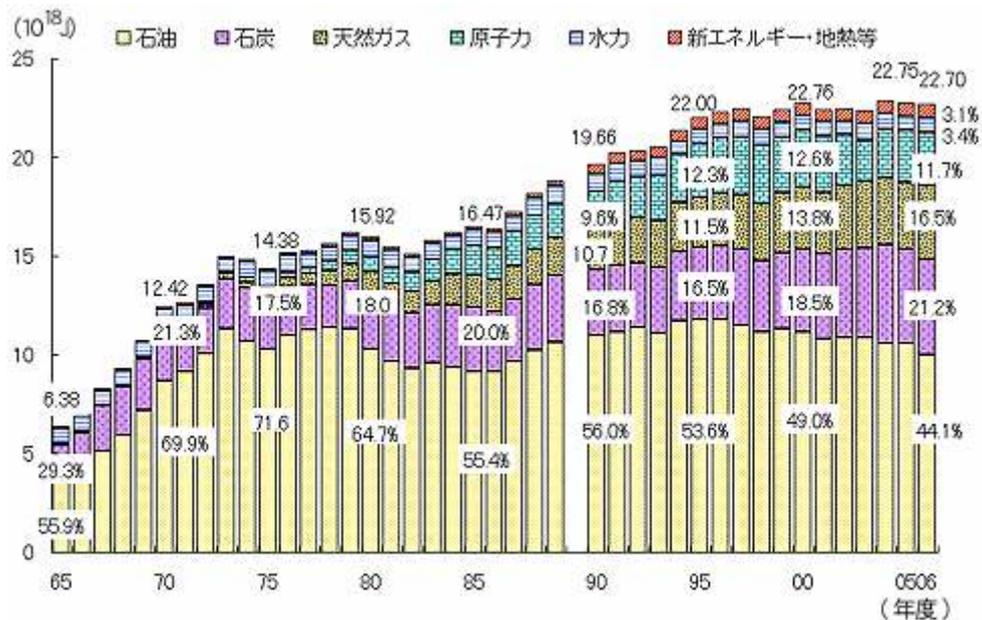


図 1 2 我が国の発電電力量の推移 (一般電気事業用)

出典：図 1 1 に同じ

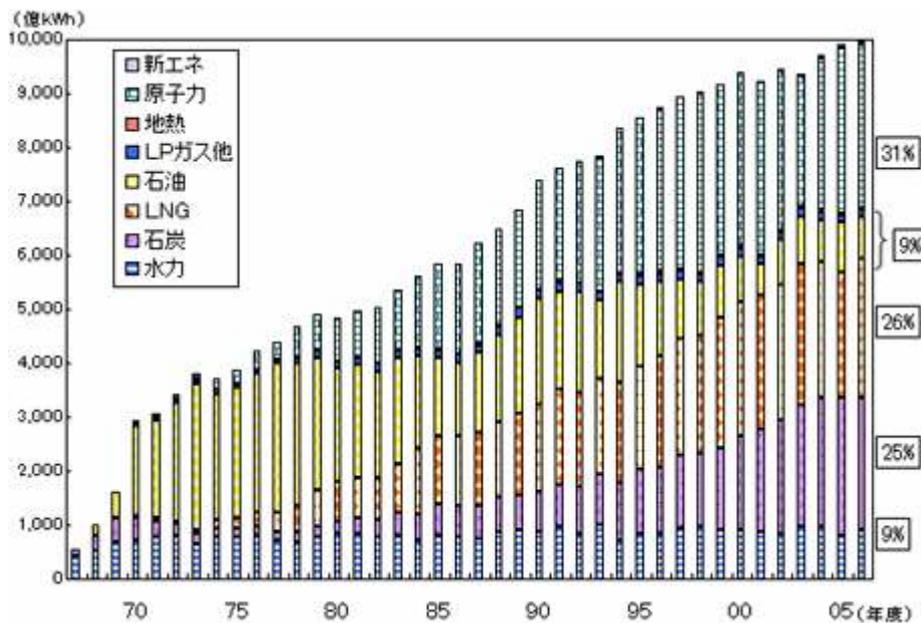


図 1 2 は、我が国の発電電力量の推移を示したものです。この図からも、発電電力の約 6 割が石炭や LNG (液化天然ガス) 等の化石燃料によることが理解できます。

町行政の取り組みとしては、限りある資源の有効活用のために、夏はクールビズ、冬はウォームビズを实践、また町の関係する施設においてゴーヤの栽培により「みどりのカーテン」を作成、適正温度を守ることでエネルギー消費削減に努めました。

表 4 平成 21 年度エネルギー調査の結果

調査項目		単位	エネルギー調査結果			
			下仁田町	甘西環合	下南医合	
燃料消費量	ガソリン	L	21,614	412	4,402	
	灯油	L	154,208	15,344	-	
	軽油	L	5,679	1,443	159	
	A重油	L	-	123,900	-	
	液化石油ガス(LPG)	m <sup>3</sup>	3,105	-	-	
	都市ガス	m <sup>3</sup>	62,811	-	209,821	
電気使用量(東京電力)		kWh	2,029,175	1,363,054	888,027	
自動車の走行量	LPG	普通・小型乗用車	km	87,172	-	18,800
		軽乗用車	km	31,213	4,023	4,487
		普通貨物車	km	19,155	523	-
		小型貨物車	km	66,157	-	1,976
		軽貨物車	km	116,622	-	-
		特殊用途車	km	3,000	-	-
		バス	km	-	-	-
	軽油	普通・小型乗用車	km	9,841	-	-
		普通貨物車	km	-	2,906	-
		小型貨物車	km	16,089	-	-
		特殊用途車	km	6,000	75	-
		バス	km	11,151	-	-
	一般廃棄物焼却量(全量)		湿t	-	2,719	-
	一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)		乾t	-	767	-
	笑気ガス(麻酔剤)使用量		Kg	-	-	10
し尿処理量(し尿処理施設)		m <sup>3</sup>	-	8,107	-	
浄化槽		人	1,841	14	526	
町有林施業量(間伐面積-樹齢)		ha-年生	15 - 40	-	-	

また、国のグリーンニューディール事業を活用し、ふれあいセンターにおいては、窓ガラスに断熱フィルムを貼付し、冷暖房効率向上をめざすとともに、照明器具の約半数を消費電力量の少ないLED照明に取り替え、省エネルギーの实践に努めました。

更に、庁用車にハイブリット車を導入(3台)するなど、直接的な燃料削減にも努めました。

更に、平成21年度では、町行政として求められている地球温暖化防止実行計画の策定（地球温暖化対策の推進に関する法律の規定による）の基礎資料とするためエネルギー（消費量）調査（表4参照）を行い、計画策定の準備を進めています。

町連合婦人会ではマイバッグキャンペーン運動を推進し広く町民に周知、省資源化の取り組みを行ないました。

レジ袋削減に関しては、群馬県を中心として全ての市町村及び大手スーパーマーケット事業者並びに消費者団体が参加した「群馬県レジ袋無料配布中止協議会」が設置され、レジ袋の無料配布の中止に向けた取り組みが開始されており、もちろん下仁田町も協議に参加しています。

## 2-6. 景観への取り組み

町なみ景観条例の平成23年度制定をめざし、基礎調査や聞き取りなどの取り組みが開始されました。

## 2-7. 生活環境への取り組み

生活環境に関する規制などは、主に水質汚濁・大気汚染・震動・騒音・悪臭といった「公害」と呼ばれるものに限られていますが、問い合わせや苦情の中で数が多いものは、いわゆる野焼きやポイ捨てなどの迷惑行為に関するものです。

図12 公害・苦情発生件数

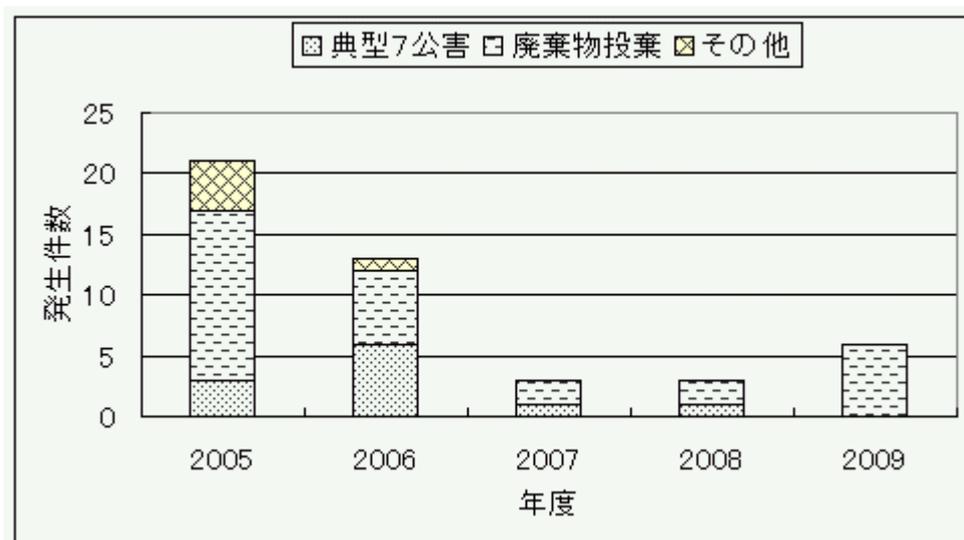


図12からは、寄せられる苦情等の件数は減少傾向にあるものの、そのほとんどが廃棄物投棄やその他（野焼き等）に分類されている様子かわ

かります。

苦情が寄せられた場合には、直ちに現場に赴いて指導（口頭注意や文書交付）することとなりますが、野焼き行為などはあとをたちません。

日頃からチラシ等により啓発を行なっていますが、未だにごみを燃やすことを常態化している人がいることが、うかがえます。

安全・安心な生活環境を守るため、迷惑行為の防止に向けた啓発を続けることが必要であるといえます。

## 2-8. 環境への意識

町の環境をより良くしていくためには、まず私たち一人ひとりが環境に対する意識を高め、日々の生活をエコ生活に切り替えていくことが重要です。そのためには、例えば「ごみを少なくする運動」等、町民の誰もが参加する活動を展開する努力が求められます。

下仁田町は跡倉クリッペが「日本の地質百選<sup>\*1</sup>」に選定されているように、地質学の宝庫として、多くの研究者により研究されています。2001年度には、町の事業により「鏑川団体研究グループ」の協力を得て、「下仁田自然学校」が地質10選を選定し、案内板を設置しました。町内には地質の見どころは多数ありますが、その中でも代表的な箇所を選定し、紹介しています。

町では、こうした自然財産を町の活性化に活かしていこうとする活動が立ち上がりつつあり、平成21年8月町内施設を会場に開催された「地学団体研究会<sup>\*2</sup>第63回総会」をきっかけに、ますますその機運が盛り上がりつつあり、世界ジオパーク<sup>\*3</sup>ネットワークへの加盟をめざして、活動が開始されています。

またこれと並行して、小さい子どもにこそ自然環境に触れてもらおうと「下仁田自然学校」とタイアップして年間を通じてミニ教室や観察会も実施しており、平成21年度の参加者はのべ242名に達しました。

この「下仁田自然学校」の活動も2009年に10周年を迎えており、着実に地域にその根を下ろしていると言えます。

最近では、自然学校10周年の式典で町長が行った挨拶から引用した「ネギとこんにゃく、ジオパーク」が町活性化のキャッチコピーとして町広報紙に度々登場するなど話題になっています。

町商工会では毎年外部から講師招き河川の浄化に関する講演会等、環境に関する研鑽を積んでいます。

町立学校では小学校3・4年生を中心に川などに行き自然観察や生き物調査を行うなど、自然の中での体験により自然や環境に対する意識を育成する学習を行ないました。

表5 下仁田町地質10選

地質案内板設置箇所

案内板名称	その内容
①「町は地質研究の宝庫」	下仁田町の地質と地質見学ポイントの紹介
②「青岩と根なし山」	青岩公園の緑色片岩の解説と、南側をとりまく根なし山の紹介
③「跡倉フェンスター(地窓)」	根なし山の底が露出した地窓の案内
④「根なし山のすべり面」	根なし山の移動した低角断層の大露頭の見所を案内
⑤「跡倉礫岩」	広く知られた跡倉礫岩の案内と、基底礫岩としての見方の解説
⑥「地層の逆転」	跡倉上層部に見られる級化、流痕、逆転した地層などの案内
⑦「大北野川の地層案内」	不整合、衝上断層、大断層などの見所の多い大北野川の地質案内
⑧「川井の大断層と下仁田層」	大北野-岩山断層と下仁田層の向斜構造の案内

【西牧地区内:国道254号線沿い】

⑨「荒船山の絶壁、臙岩(ともいわ)」	特異なかたちをした荒船山のおいたち、見所を紹介
--------------------	-------------------------

【小坂地区内:中之嶽神社駐車場脇】

⑩「妙義山の奇岩」	様々な奇岩、複雑な構造の妙義山のおいたちを紹介
-----------	-------------------------



## 用語解説

- ※1 日本の地質百選：「特定非営利活動法人地質情報整備・活用機構」と「社団法人全国地質調査業協会連合会」が共同で発案し、「日本の地質百選選定委員会」による地質学的にみた日本の貴重な自然資源を選定する百選
- ※2 地学団体研究会（地団研）：地学の研究者や愛好者によって1947年に創立された学術団体。この学会は、創造活動（研究をおこなって新たな成果・知見をつくりだす）・普及活動（市民を対象にした地学ハイキング・例会・講演会などをおこない、市民の中に地学の知識を正しく普及していく）・条件づくり活動（これらを実践していくために諸条件を整えていく）の3つを活動の柱にしている。
- ※3 ジオパーク：地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園。ユネスコの支援により2004年に設立された世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進されている。
- ジオパークの定義は、以下のとおり。
- 地域の地史や地質現象がよくわかる地質遺産を多数含むだけでなく考古学的・生態学的もしくは文化的な価値のあるサイトも含む、明瞭に境界を定められた地域である。
  - 公的機関・地域社会ならびに民間団体によるしっかりした運営組織と運営・財政計画を持つ。
  - ジオツーリズムなどを通じて、地域の持続可能な社会・経済発展を育成する。
  - 博物館、自然観察路、ガイド付きツアーなどにより、地球科学や環境問題に関する教育・普及活動を行う。
  - それぞれの地域の伝統と法に基づき地質遺産を確実に保護する。
  - 世界的ネットワークの一員として、相互に情報交換を行い、会議に参加し、ネットワークを積極的に活性化させる。
- これらに加えて防災への取り組みも重視されるようになっている。